

新潟大学の研究活動の不正行為防止に関する基本方針

(平成27年4月1日学長裁定)

改正 平成28年4月1日 令和元年7月26日

(目的)

第1 この基本方針は、新潟大学（以下「本学」という。）における研究活動に関し、法令その他本学の定める規則及び「新潟大学の科学者行動規範・科学者の行動指針」等を徹底及び遵守するとともに、教職員のコンプライアンス意識の向上及び責任ある研究活動の運営体制の整備・充実を図り、研究活動における不正行為を防止することを目的とする。

(定義)

第2 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)研究活動 本学の職員及び学生が行う研究活動並びに本学以外の機関等に所属する者が、本学の施設設備を利用して行う研究活動
- (2)研究成果の発表 研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けること
- (3)不正行為 研究成果の発表又はその取りまとめの過程において行われた研究データ、調査データその他研究結果の捏造、改ざん及び盗用並びにその行為の証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄等を含む。）。ただし、悪意のない誤り、意見の相違及び当該研究分野の一般的慣行によるデータ又は実験記録の取り扱いである場合を除く。
- (4)捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- (5)改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (6)盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること
- (7)部局 新潟大学学則（平成16年学則第1号）第4条から第18条までに規定する組織並びに新潟大学大学院学則（平成16年大学院学則第1号）第5条及び第8条に規定する組織
- (8)職員等 本学の職員、学生等で研究活動を行っている者並びに本学以外の機関等に所属し、本学の施設設備を利用して研究活動を行っている者

(最高責任者)

第3 国立大学法人新潟大学コンプライアンス規則（以下、「コンプライアンス規則」という。）第5条に規定するコンプライアンス最高責任者（以下「最高責任者」という。）は、本学における研究活動における不正行為の防止について、本学全体を統括し、最終責任を負う。

(コンプライアンス総括責任者)

第4 コンプライアンス規則第6条に規定するコンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）は、最高責任者を補佐し、本学における研究活動の不正行為防止策の適正な管理・運営、研究活動の不正行為に関する調査及び是正並びに再発防止について総括するとともに、これらの状況について最高責任者に報告する。

（研究担当コンプライアンス責任者）

第5 コンプライアンス規則第7条に規定するコンプライアンス責任者のうち、研究を担当するコンプライアンス責任者（以下「研究担当コンプライアンス責任者」という。）は、研究活動の不正行為防止策について、本基本方針に基づき、第11に規定する研究活動の不正行為防止計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況について総括責任者に報告する。

（コンプライアンス部局責任者）

第6 コンプライアンス規則第8条に規定するコンプライアンス部局責任者（以下「部局責任者」という。）は、研究担当コンプライアンス責任者の指示の下、部局における研究活動の不正行為防止のための取り組みを実施するとともに、必要に応じて実施状況を確認する。

第7 第3から第6に規定する各責任者は、研究活動における不正防止策が着実に実施されるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（コンプライアンス委員会の報告）

第8 研究担当コンプライアンス責任者は、コンプライアンス委員会において実施状況を報告する。

（研究資料等の保存・開示）

第9 職員等は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残すものとし、実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成し、研究活動の一次情報記録として適切に保管し、必要に応じて開示しなければならない。

2 職員等は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった資料等（文書、数値データ、画像等）は、後日の利用・検証に堪えるよう適切な形で保存しなければならない。

3 資料等（文書、数値データ、画像等）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。ただし、紙媒体の資料等で保管スペースの制約などからやむを得ない事情がある場合において、合理的な範囲で廃棄するときは、この限りでない。

4 試料（実験試料、標本）や装置等の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料等）については、この限りでない。

5 研究室主宰者は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、「バックアップを取って保管する」又は「所

在を確認して追跡可能としておく」などの措置を講ずるものとする。

- 6 法令、指針、学会等（以下「法令等」という。）で保存期間が定められている場合の研究資料等の保存期間については、第3項、第4項の規定にかかわらず、当該法令等の定めるところによる。

（不正にかかる調査・処分等）

- 第10 学内外からの通報等により、研究活動の不正行為が存在する可能性がある場合は、新潟大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程により調査を行う。
- 2 学長は、調査の結果、不正行為と判定された場合は、国立大学法人新潟大学職員の懲戒等に関する規程により不正行為に関与した者を処分する。
- 3 学長は、第3から第6に規定する各責任者において、各々の責任が十分に果たされなかったことにより研究活動における不正行為を招いた場合には、前項と同様に各責任者を処分する。

（研究活動の不正行為防止計画）

- 第11 研究担当コンプライアンス責任者は、研究活動の不正行為を未然に防止するため、研究者や大学院生等の学生へ倫理規範を修得させるための倫理教育などを行う。
- 2 研究担当コンプライアンス責任者は、不正防止の取り組みを着実に実施するとともに、実施状況を把握・分析し、必要に応じて見直しを行う。
- 3 不正防止計画を推進する部署は研究企画推進部研究推進課とする。

（通報窓口）

- 第12 研究活動の不正行為に関する本学内外からの通報又は相談の窓口は、国立大学法人新潟大学公益通報者保護規程（以下「公益通報規程」という。）第4条に規定する窓口とする。
- 2 通報窓口の運営にあたっては、公益通報規程に基づき、通報者の保護を行う。

附 則

この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和元年7月26日から施行する。